（その１）

収支報告書

平成28 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　みんしんとうあきたけんだいさんくそうしぶ

1 政治団体の名称　民進党秋田県第３区総支部

2 主たる事務所の所在地　秋田県由利本荘市砂子下113-9

3 代表者の氏名　村岡　敏英

4 会計責任者の氏名　村上　文男

事務担当者の氏名　高野　陽子

（電話）　0184-22-8430

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
政□党	政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
政☑党の支部	
政□治資金団体	その他□の政治団体
	その他□政治団体の支部

活動区域の区分	
２以□の都道府県の区域等	同一の都道□県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
有	□
無	☑
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
政治資金規□正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
政治資金規□正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	村岡　敏英
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

秋田県選挙管理委員会 収受 '29.6.30 S-01-A 第　号

資金管理団体の指定の期間	
から	
まで	
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	
まで	
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）	

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	16,914,000
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	16,914,000
支　出　総　額	12,714,380
翌年への繰越額	4,199,620

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	714,000
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	506

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	3,500,000	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	3,500,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	3,500,000	

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備　　考
1	民進党本部	500,000	H28/5/24	東京都千代田区永田町1-11-1	
2	民進党本部	2,000,000	H28/5/26	東京都千代田区永田町1-11-1	
3	民進党本部	2,500,000	H28/6/10	東京都千代田区永田町1-11-1	
4	民進党本部	2,000,000	H28/10/7	東京都千代田区永田町1-11-1	
5	民進党本部	2,000,000	H28/11/30	東京都千代田区永田町1-11-1	
6	民進党本部	3,000,000	H28/12/8	東京都千代田区永田町1-11-1	
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計	12,000,000			
	合　　計	12,000,000			

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1	金銭以外のものによる支出相当分	700,000	平成28年12月30日 家賃無償提供分
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	700,000	
	1件10万円未満のもの	0	
	合　　計	700,000	

（その７）

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	2.法人その他の団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	村岡建設工業㈱	1,500,000	H28/8/3	秋田県由利本荘市一番堰181	村岡　淑郎	
2	村岡建設工業㈱	2,000,000	H28/12/22	秋田県由利本荘市一番堰181	村岡　兼幸	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	3,500,000				
	その他の寄附	0				
	合計	3,500,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	7,238,276	0	
(2) 光熱水費	319,277	0	
(3) 備品・消耗品費	858,937	0	
(4) 事務所費	754,264	0	
小計	9,170,754	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	1,581,157	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,962,469	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	1,703,811	0	
イ 宣伝事業費	258,658	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	3,543,626	0	
合計	12,714,380		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	光熱水費	50,265	H28/7/29	秋北道路サービス㈱	秋田県由利本荘市砂子下113-9	
2	光熱水費	55,209	H28/8/31	秋北道路サービス㈱	秋田県由利本荘市砂子下113-9	
3	光熱水費	59,992	H28/9/29	秋北道路サービス㈱	秋田県由利本荘市砂子下113-9	
4	光熱水費	48,170	H28/10/31	秋北道路サービス㈱	秋田県由利本荘市砂子下113-9	
5	光熱水費	50,877	H28/11/30	秋北道路サービス㈱	秋田県由利本荘市砂子下113-9	
6	光熱水費	54,764	H28/12/28	秋北道路サービス㈱	秋田県由利本荘市砂子下113-9	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	319,277				
	その他の支出	0				
	合計	319,277				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	コピーカウンター料	88,290	H28/4/28	㈱スダキ商事	秋田県由利本荘市裏尾崎町55-4	
2	コピーカウンター料	87,846	H28/5/31	㈱スダキ商事	秋田県由利本荘市裏尾崎町55-4	
3	事務用品	108,673	H28/5/31	㈱スダキ商事	秋田県由利本荘市裏尾崎町55-4	
4	コピーカウンター料	70,961	H28/6/30	㈱スダキ商事	秋田県由利本荘市裏尾崎町55-4	
5	事務用品	57,420	H28/6/30	㈱スダキ商事	秋田県由利本荘市裏尾崎町55-4	
6	コピーカウンター料	92,986	H28/7/29	㈱スダキ商事	秋田県由利本荘市裏尾崎町55-4	
7	コピーカウンター料	34,980	H28/8/31	㈱スダキ商事	秋田県由利本荘市裏尾崎町55-4	
8	コピーカウンター料	45,674	H28/9/30	㈱スダキ商事	秋田県由利本荘市裏尾崎町55-4	
9	コピーカウンター料	44,390	H28/10/31	㈱スダキ商事	秋田県由利本荘市裏尾崎町55-4	
10	コピーカウンター料	90,448	H28/11/30	㈱スダキ商事	秋田県由利本荘市裏尾崎町55-4	
11	コピーカウンター料	64,973	H28/12/27	㈱スダキ商事	秋田県由利本荘市裏尾崎町55-4	
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	786,641				
	その他の支出	72,296				
	合計	858,937				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	配線工事	48,600	H28/12/29	本荘電気工業㈱	秋田県由利本荘市出戸町字赤沼下道81	
2	家賃	700,000	H28/12/30	秋北道路サービス㈱	秋田県由利本荘市砂子下113-9	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	748,600				
	その他の支出	5,664				
	合計	754,264				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	宿泊代	36,829	H28/4/28	㈱ホテルアイリス	秋田県由利本荘市肴町5番地	
2	宿泊代	21,256	H28/7/29	横手セントラルホテル㈱	秋田県横手市平和町9-10	
3	宿泊代	15,158	H28/8/31	横手セントラルホテル㈱	秋田県横手市平和町9-10	
4	宿泊代	35,300	H28/8/31	ロッジアイリス	秋田県仙北市田沢湖生保内字駒ヶ丘2-139	
5	宿泊代	11,400	H28/8/31	㈱ホテルアイリス	秋田県由利本荘市肴町5番地	
6	宿泊代	11,400	H28/8/31	㈱ホテルアイリス	秋田県由利本荘市肴町5番地	
7	宿泊代	11,400	H28/9/30	㈱ホテルアイリス	秋田県由利本荘市肴町5番	
8	航空券	36,480	H28/10/14	ウェルネット㈱	東京都千代田区内幸町一丁目1-7 NBF日比谷ビル26F	
9	航空券	18,490	H28/11/14	ウェルネット㈱	東京都千代田区内幸町一丁目1-7 NBF日比谷ビル26F	
10	航空券	17,490	H28/11/14	ウェルネット㈱	東京都千代田区内幸町一丁目1-7 NBF日比谷ビル26F	
11	宿泊代	17,100	H28/11/30	㈱ホテルアイリス	秋田県由利本荘市肴町5番地	
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	232,303				
	その他の支出	1,348,854				
	合計	1,581,157				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		3．機関紙誌の発行事業費	
					取材費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	撮影代	140,400	H28/12/28	㈱サキガケアドバ	秋田県秋田市八橋新川向2-19	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	140,400				
	その他の支出	432				
	合計	140,832				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		3．機関紙誌の発行事業費	
					制作費・印刷代	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	制作費・印刷代	216,000	H28/6/29	合資会社クロスフェイド	秋田県横手市清川町10-4	
2	制作費・印刷代	450,000	H28/12/28	㈱サキガケアドバ	秋田県秋田市八橋新川向2-19	
3	制作費・印刷代	287,925	H28/12/28	鶴田印刷㈱	秋田県横手市清川町10-4	
4	制作費・印刷代	270,000	H28/12/28	合資会社クロスフェイド	秋田県横手市清川町10-4	
5	制作費・印刷代	202,413	H28/12/28	㈱イズミヤ印刷	秋田県横手市十文字町梨木家東2	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,426,338				
	その他の支出	1,944				
	合計	1,428,282				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		3．機関紙誌の発行事業費	
					発送費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	折込料	134,265	H28/12/14	(株)さきがけ折込センター	秋田県秋田市御所野下堤二丁目1-6	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	134,265				
	その他の支出	432				
	合計	134,697				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝広告費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	ハガキ印刷代 〃	27,268 〃	H28/7/29 〃	第一印刷㈱ 〃	秋田県由利本荘市美倉町32	
2	チラシ印刷代 〃	41,040 〃	H28/8/31 〃	㈱本間印刷所 〃	秋田県由利本荘市中町10	
3	ハガキ印刷代 〃	183,600 〃	H28/12/29 〃	㈱サキガケアドバ 〃	秋田県秋田市八橋新川向2-19	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	251,908 〃				
	その他の支出	6,750				
	合計	258,658 〃				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年　5月　29日

政治団体の名称　民進党秋田県第３区総支部

会計責任者の氏名　村上　　文男　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２９年５月２９日

民進党秋田県第３区総支部
代表　村岡　敏英　殿

登録政治資金監査人 福井 浩
登　録　番　号 第 １１７２ 号
研修修了年月日 平成21年4月21日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、民進党秋田県第３区総支部の平成２８年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書・振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書ついて、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、民進党秋田県第３区総支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等，振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員

関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

３　業務制限

民進党秋田県第３区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、民進党秋田県第３区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上